

令和4年度原子力規制委員会  
第73回会議議事録

令和5年2月15日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第73回会議

令和5年2月15日

10:30～12:15

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子力委員会からの「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に関する意見照会への回答
- 議題2：原子炉等規制法改正に係る事前評価及び発電用原子炉施設の劣化管理等に関する検討チームの設置
- 議題3：加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の結果の案の取りまとめ
- 議題4：甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの制定案及び意見公募の実施
- 議題5：令和4年度第3四半期の原子力規制検査等の結果

○山中委員長

それでは、これより第73回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「原子力委員会からの『原子力利用に関する基本的考え方』の改定に関する意見照会への回答」です。

説明は、総務課の黒川課長、内閣府の梅北参事官からお願いいたします。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。資料1の説明をいたします。

「趣旨」にありますように、原子力委員会が策定する「原子力利用に関する基本的考え方」の改定案について、意見聴取が原子力委員会から原子力規制委員会に対してありましたので、その回答の決定を諮るというものでございます。

「経緯」のところにありますように、この「原子力利用に関する基本的考え方」、これは5年ごとに改定している文書でございます。これにつきましては、昨年10月30日に原子力委員会と原子力規制委員会との間で意見交換会というのを行いまして、幾つかこちらからこのようなことを盛り込んでどうかといったような意見を申し上げているところでございます。

その上で、12月23日からパブリックコメントが開始されまして、そのパブリックコメントの反映も終わりました。昨日2月14日に原子力委員会から原子力規制委員会に対する意見聴取というのが参ったということで、その回答をこの場で御審議いただきたいということでございます。

では、基本的考え方の概要について、内閣府の方から説明いただきたいと思います。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

こんにちは。内閣府で参事官をやっております梅北と申します。本日はどうかよろしくお願いいたします。

本日は、以前、原子力委員と原子力規制委員の間の意見交換の際に少し御説明しましたがけれども「原子力利用に関する基本的考え方」について、ほぼほぼ原子力委員会の方でまとまったところございまして、ここの資料1の1ページ目に書いておりますように、原子力委員会が原子力利用における安全の確保に関係がある事項について決定しようとするときには、原子力規制委員会の御意見をお伺いしなくてはならないということになっておりますので、本日、御説明に参りました。よろしくお願いいたします。

それでは、次のページを御覧ください。別紙1と書いてあるペーパーです。

ポイント案ということで、まず、これが全体像を示しているものですがけれども、これも黒川課長から御説明がありましたように、5年に1回、原子力利用に関する基本的な考え方をまとめているということで、この時期が改定の時期になるということでございます。

説明するまでもないかもしれませんが、従来は原子力委員会長期計画、若しくは大綱といったものでもう少し具体的なものを定めていたのですけれども、具体的な原子力の取組を定めていたのですけれども、事故の後、原子力委員会の位置付けも変わりました、

基本的な理念、基本的な考え方を示すということになっております。

2. を見ていただければと思いますけれども、これも言うまでもなくということではございますが、原子力はエネルギーとしての利用のみならず、工業、医療、そういった分野、様々な分野において使われているということでありまして、使い方を誤ると、核兵器への転用、若しくは甚大な被害をもたらすということで、原子力のプラス面、マイナス面を正しく認識した上で原子力を利用することが重要であるということで理念を書いております。

3. ですけれども「原子力を取り巻く現状と環境変化」、この中では、エネルギーの安定供給の不安の問題、地政学リスク、カーボンニュートラルの動き、あと、世界的な革新炉の開発、そういった状況について、こういった状況を踏まえてこの基本的考え方を検討してきたということでございます。

4. ですけれども、重点的取組ということで、①から⑨、①の事故の反省と教訓、②のエネルギー安定供給、カーボンニュートラル、そういったところから、最後のイノベーション、人材育成、そういった多くの項目について取りまとめているということでございます。

それでは、安全の確保についてを中心に、次のページから御説明したいと思います。

ちょっとページ番号が見えないのですけれども、すみません、右下を見ていただいて、右下の概要案のページ番号2と書いているところを見ていただければと思います。

まず「2.1 『安全神話』から決別し、東電福島第一原発事故の反省と教訓を真摯に学ぶ」というところですが、青いところと黄色いところがありますけれども、黄色いところが5年前から追加で新規で記載している部分になります。前回の意見交換のときにも少し申し上げましたけれども、繰り返しになる部分もありますけれども、関係する部分を御説明します。黄色い部分です。

ゼロリスクはないという認識の下で、継続的な安全性向上への取組、確率論的リスク評価等、リスク情報の活用深化をするべきであると。

次、多重性・多様性・独立性の観点を踏まえ、深層防護の考え方を徹底しと。

あと、3番目、これは意見交換を踏まえて書いた部分ですが、安全性確保に責任を有するプロフェッショナル同士として、規制当局と事業者、又は学会との対等な立場でのコミュニケーションの強化が重要であることを記載しております。

2.2のエネルギーの安定供給、カーボンニュートラルの部分ですが、安全確保の関係でここは比較的多く記載しておりますけれども、黄色い部分の2番目「安全性の効率的な確認」ということで、繰り返しですが、規制当局と事業者等のコミュニケーション強化、また、既にやっている部分は当然ありますけれども、規制当局による審査論点の明確化、事業者による適切な裏づけデータの提示、審査効率化に向けて規制当局、事業者の双方が必要な対応を実施すべきと書いております。

また、長期運転についてですが、原子力委員会として、電力の安定供給、カーボ

ンニュートラルの観点から、長期運転を進めることが合理的であるということを認識しております。その上で、安全規制及び原子力エネルギー利用の両面から検討することが大事であって、原子力事業者も高経年化に伴う劣化に関する科学的データを国民に分かりやすい形で示し、国民の安心につなげていくことが重要と結んでおります。

次、革新炉ですけれども、革新炉についての記載ぶりは、我が国では、革新炉を導入する、そういう検討をする際には、それぞれの特徴、革新炉にもいろいろなタイプがありますので、それぞれの特徴、目的、実現までの時間軸の違いを踏まえつつ、国際的規制調和の動向のフォロー、事業者からの炉型の提案を踏まえた早い段階での国内規制の整備、そういったことを打ち出しております。

続いて、次のページ、右下に3と書いているページですけれども「国際潮流を踏まえた国内外での取組を進める」という部分ですけれども、黄色い部分の最初の「グローバル人材・スタンダード形成への我が国の貢献」ということで、国際機関における革新炉の安全基準策定への貢献、これは国及び事業者双方だと思っておりますけれども、といったことを書いております。

2.4 国際協力の下での原子力の平和利用、核不拡散・核セキュリティの部分ですけれども、これについて、黄色い部分、原子力施設でのテロ対策等の核セキュリティの再認識、サイバー攻撃、軍事的脅威に関する課題への対応ということで、ロシアによるウクライナ侵攻・侵略、そういった事象を踏まえて新たに記載を追加しております。

そのほか、当然、原子力を利用する以上、全ての項目で安全性の確保ということが大事になってきますけれども、その他、国民からの信頼回復、廃止措置及び放射性廃棄物の対応、更に、放射線・ラジオアイソトープの利用の展開、イノベーション、人材育成、そういった項目で基本的考え方をまとめているところです。

簡単ですけれども、以上になります。

○黒川長官官房総務課長

引き続きまして、黒川から御説明いたします。

まず、1ページに戻っていただきまして、といったようなものの意見照会が来ております。

その上で、1ページ目の3.のところですが、原子力規制委員会の回答としては、改定案について異存がない旨を別紙3のとおり回答することとしたい。別紙3の一番最後のページ、通しでいうと43ページのところにございまして、照会のあった件については、異存はないという形としております。

その上で、10月30日の意見交換会で原子力規制委員会から幾つか述べた意見がありますので、それが反映されていることを御確認いただくために、別紙2を御説明しようと思っております。

別紙2、通しでいいますと41ページになりますけれども、10月30日の意見交換会では5点の意見を述べたと整理しております。

まず、意見の1点目は「新規制基準適合性審査のプロセス改善に向けた事業者側の取組の重要性」という指摘をいたしました。

先ほど内閣府からも説明がありましたけれども、その（前略）とあるところの4行目辺りから「規制当局と事業者間の更なるコミュニケーション強化や規制当局による審査論点の早期の明確化・文書化、原子力発電事業者による裏付けデータ・知見の充実及び提示など」といったことが書かれておるといところでございます。

次に、意見②というところですが「高経年化に関する基準適合性の立証に向けた事業者側の取組の重要性」という指摘をさせていただきます。

これは、その下の下から7行目辺りからです。「事業者等、原子力関連機関としても、高経年化に伴う劣化に関する科学的データを国民に分かりやすい形で示し」「特に、取り替えが困難である原子炉圧力容器等の中性子照射脆化による影響など、高経年化に伴う経年劣化事象に関する知見を継続的に更新・拡充していくことが必須である」ということが書かれてございます。

次に、通しの42ページですが「次世代革新炉の基準整備は事業者からの炉型等の提案が前提となる旨」という、そういう意見を申し上げます。その下の段落の4行目辺りで「事業者からの炉型等の提案を踏まえた早い適切な段階での規制整備」という文言になってございます。

次に、四つ目ですが「東京電力福島第一原子力発電所事故の廃止措置には多くの課題が残されている」という旨を申し上げます。

その部分の記述はその下の段落の3行目辺りです。「東電福島第一原発特有の課題が山積している状況である」「大量の放射性廃棄物が発生すること、それらの放射能濃度や性状等进行分析し、その分析結果に応じて区分し、適切な保管・管理を行う必要があることなど」といったような記述がございまして。

最後に、意見⑤「利用実態のない核燃料物質等の放射性物質の集約管理」という意見を申し上げますけれども、この1段落丸々がその記述でありまして「利用実態がなく保管だけされている放射性物質が」、1行飛ばしまして「安全上及び核物質防護上のリスクの顕在化が懸念される。これらのリスクを低減させるため、このような放射性物質の集約管理を実現するための具体的な方策について、関係行政機関、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等が連携・協力して必要な検討をすべきである」といったような記述になってございます。

説明は以上です。

○山中委員長

ただいま原子力委員会からの説明、あるいは総務課、黒川課長からの説明がございましたけれども、御意見、御質問はございますか。

○田中委員

説明ありがとうございました。

概要の中に説明があったのですけれども、核不拡散・核セキュリティの確保のところとか、また、廃止措置及び放射性廃棄物の対応を先に進めるということがしっかりと書かれているということは認識いたしました。

また、先ほど黒川課長の方からお話がありましたけれども、先日、いろいろと意見交換会のときに私としての意見を言ったかと思うのですけれども、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の廃棄物と分析の話、また、意見⑤ですけれども、利用実績のない核燃料物質等の放射性物質の集約ということについて、JAEAとか関係行政機関が連携・協力しながらしっかりとやるべきだというようなことが書かれていることは認識いたしました。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

○杉山委員

原子力規制委員会側から要望を出した改定といいますか、そういったものを基本的には一通り反映していただいたものと理解しております。ありがとうございます。

その上で、この基本的な考え方を改定して、その後、今後も継続的にメッセージを直接発信し続けていただきたいなど。それによって、時にはこの基本的考え方に対して、実際がどうなのだという事間に向けて表明していただきたいなどと思います。よろしくお願ひします。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

原子力委員会の中で杉山委員の御意見をしっかりとお伝えして、そのようにしてまいりたいと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

どうも、原子力規制委員会の意見を取り入れていただいて、ありがとうございました。

ちょっと伺いたいのですけれども、別紙1という2ページ目についている資料で、4の「今後の重点的取組について」の①が「東電福島第一原発事故の反省と教訓」、これを真っ先に挙げていただいているというのは大変心強いことだと考えております。これが1番目であるということが本文のどこに書いてあるのかということをお教えてください。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

本文の方ですね。通し番号でいうと、18ページを御覧ください。

ここからそれぞれの分野というか、重点項目を、先ほど申し上げた九つの項目について、安全目標及び重点的な取組ということを書かせていただいておりますが、この一番最初に3.1.というのがありますけれども「『安全神話』から決別し、東電福島第一原発事故の反省と教訓を真摯に学ぶ」という一番最初に書かせていただいているというところです。

○石渡委員

そうすると、2ページ目の4.の①②③④というのが本文にそのままこの順序でどこか

に書いてあるというわけではないということですか。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

いえ、すみません、番号のつけ方は違いますけれども、①とかではないですけれども、本文の方にこの順番で、それぞれ重点的な取組ということがこの順番で書かれております。

例えば、先ほど申し上げましたように、18ページには福島の実情と教訓を真摯に学ぶということを書いておりますけれども、次には21ページに3.2. ということで「エネルギー安定供給やカーボンニュートラルに資する安全な原子力エネルギー利用を目指す」と、こういう順番で書いているところです。

○石渡委員

分かりました。ありがとうございました。

○伴委員

こちらで意見を申し述べたことは反映されていると思いますので、これでよいと思うのですが、この基本的考え方を策定することが、まず、原子力委員会の非常に重要な役割であると思いますが、この考え方が固まった後、原子力委員会としては、今後、どういう活動を展開していく予定なのでしょう。分かる範囲内で教えていただければ。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

基本的には、この基本的な考え方は、原子力をめぐる状況を踏まえまして、基本的に5年に1回改定をするということで今回も取りまとめておりますが、当然、さらなる大きな動きがあるとなれば、またこういったものを適宜・適切なタイミングで見直していくということもあります。個別の 이슈につきましても、例えば、プルトニウム利用だとか、若しくは低レベル放射性廃棄物、研究開発の在り方、人材育成の在り方等々について、これまでも原子力委員会の中で、場合によっては部会も立ち上げて議論をして、その上で原子力委員会としての少し詳細な考え方というものを示しているということで、 이슈があるごとにそういったことを今後も継続していくということと、あと、これは原子力委員会として毎年『原子力白書』というものを示しておりますので、その白書の中で、しっかりこの原子力利用に関する基本的な考え方の取組が確実に、着実に進められているかどうかということを確認して、場合によってはそれに対する見解というものも示すということを考えております。

○伴委員

ありがとうございます。

考え方、理念を示すことが原子力委員会の役割であるということは認識をしておりますけれども、ただ、多少失礼な言い方かもしれませんが、言いつ放しで終わってはいけませんので、しかるべくリーダーシップをとっていただくようお願いしたいと思います。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

はい。申し伝えておきます。



○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

10月30日に直接対面で原子力委員会と意見交換をさせていただきました。そのときに、安全規制に関係するような大きく五つの項目について、修正の要望というか、改善の要望をお願いしたところで、その点については、よく修正していただいたということでお礼を申し上げたいと思います。

私としても、原子力安全規制に直接関わるような最初の三つの項目については、我々自身も努力をしないといけないところというのはあるかと思いますが、是非、伴委員がおっしゃられたように、実際のアクションを起こしていただきたい。これは東京電力福島第一原子力発電所の様々な課題に対しての提言だけではなくて、実際に何らかのアクションを起こしていただきたいということと、5番目の未利用の核燃料物質の集約ですとか、あるいは研究廃棄物の管理に関しては、是非とも、他の研究機関とも意見交換を我々はしていますけれども、是非原子力委員会にも具体的なアクションを起こしていただければと思うのですが、この点について、よろしく願いいたしたいと思います。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

ありがとうございます。山中委員長に頂いた御意見を踏まえて、しっかりと原子力委員にも伝えていきたいと思いますが、原子力委員会が与えられた所掌の中でしっかり役目を果たしていきたいと思います。

アクションを具体的にどういったところまでというのはありますけれども、これまでも、例えば、賠償問題とか、そういったところで次のアクションにつなぐ方針というものを outsourcing させていただいて、関係省庁とも連携してやった例もありますので、しっかりと原子力に関係するところ、原子力規制委員会も含めまして、原子力規制庁も含めまして、連携しながら進めていきたいと思います。

○山中委員長

よろしくお願いします。

そのほかに御意見、御質問等はございますか。

どうぞ。

○田中委員

今の山中委員長、それから、先ほど伴委員も言われたのですが、やはりアクションが大事だと思うのですが、なかなか原子力委員会としてできることとできないことがあるかも知れないのですが、関係省庁等々にこういうことをやったらどうだろうかとか、ちょっとそういうことを一緒に協議するとか、実際に具体のアクションをやっていただいて、いろいろ言われていることが具体の成果となってくるように、そういうこともしっかりと原子力委員会としても見て、必要なアクションをできる範囲でやっていただくことが大事かなと思います。

○梅北内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）

ありがとうございました。しっかりとその点は原子力委員にもお伝えして、事務局も一緒になって、どういったことが我々が与えられた範囲の中でできるのかということを考えていきたいと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、別紙3のとおり「原子力利用に関する基本的考え方」の改定案についての回答を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、そのとおり決定いたしたいと思います。

以上で議題1を終了いたします。

それでは、次の議題は「原子炉等規制法改正に係る事前評価及び発電用原子炉施設の劣化管理等に関する検討チームの設置」です。

説明は、原子力規制企画課の金城課長からお願いいたします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

では、企画課の金城の方から、資料2を用いまして御説明いたします。

まず「趣旨」のところがございますように、この議題で二つのことをお諮りいたします。

一つ目に、行政機関が行う政策の評価に関する法律、「政策評価法」といいますけれども、こちらの方で原子炉等規制法改正に係る事前評価の決定について付議をいたします。

もう一つは、原子炉施設の劣化管理等に関する検討チームの設置について、了承を諮るものであります。

まず、一つ目のものですが、こちらの方、政策評価法第9条の規定に基づきまして、今般の原子炉等規制法の改正、これは先般、月曜日に了承いただいた改正案を対象として、それを是として、まず前提としてやっているものでございますけれども、それについての事前評価を、閣議決定を行う前に実施する必要があるといったもので行います。

ここで「事前評価」とございますけれども、そもそもこの政策評価法ですけれども、例えば、この評価を行うに当たっての観点みたいなものは評価法の第3条にありまして、必要性、効率性、有効性といった観点から評価を行うものであります。

特に必要性のところなどが重要になってきますけれども、こちらの方、例えば、見る際の観点としては行政関与の必要性といったものがございまして、これに関しては、可否の基準、行政が関与する必要があるのかといった基準がございまして、そういったものを用います。

こちらの方は、例えば、その基準に、まず冒頭で書かれていることは、行政の関与は、市場原理が有効に機能しない、市場の失敗がある場合に限り、関与も必要最小限にとどめるといったものでございまして、どちらかということ、市場活用、あと、経済学的な視点で

もって構成されている評価であるということを念頭に置いて、この後の説明をお聞きいただければと思います。

先ほど申しましたように、先般了承いただいた原子炉等規制法を対象にそれをまとめてみましたので、別紙1を御覧いただければと思います。次の2ページ目でございます。

先ほど申しましたように、必要性、効率性、有効性の観点で評価が流れていくのですが、まず、必要性のところでございます。

こちらの方、いろいろとこれまで議論いただきましたけれども、やはりきっかけとなりましたのは、発電用原子炉の運転期間に関する規定が利用政策側で検討が始まったところで、我々としては、他法にその規定が移った場合においても、高経年化した発電用原子炉について、引き続き厳格な安全規制を実施するために、規定を見直す必要が生じたといったところでございます。

今、もし何も検討を行わなければ、現在の炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の規定では、安全規制、60年運転を前提とした設計となっていて、運転開始後60年を超える発電用原子炉に関して、適切な安全規制が実施できなくなる可能性があるといったところでございます。ですので、課題も同様のことが書いてございますけれども、そういうものをしっかりと実施するような規制制度の検討が必要だといったことでございます。

あと、規制緩和の内容としては、今回の措置は、一番上の2行目の右側にありますけれども、規制の区分としてはこれまでの規制を改正して拡充するといったものでありますので、規制緩和ではないということで該当しないといったことでございます。

続けての視点としまして効率性のところに入っていきますけれども、まず、直接的な費用の把握といったところで、こちらの方の費用、いろいろと申請のための手数料などがございまして、そういったものがこれに該当するといったことでございます。

あと、行政費用としては、今般の改正は、二つの従前からある炉規法、実用炉規則で措置されていた高経年化技術評価及び運転延長の認可制度を統合するものでありますので、追加的に発生するような行政費用は少ないといったことで見積もってございます。

あと、副次的な影響としましては、こちらからは効果といったようなものになってくるかと思っておりますけれども、有効性といったものになってくるかと思っておりますけれども、副次的な影響として、劣化評価を行う技術の向上とか、事業者においては効率的かつ有効な評価に関する知見の蓄積といったものが期待できますし、あと、一方で、先ほど申したように、市場の競争といった観点で競争状況への影響といったものも評価の視点で付されていますので、ただ、この規制は個々の事業者に選択的に規制を課すものではないので、競争状態への影響はないと評価してございます。

あと、次の評価の活用状況は外部評価の活用状況で、当然、公開の原子力規制委員会で議論したといったものを基礎として、パブコメ（パブリックコメント）とか事業者との意見交換を踏まえて立案したといったことで、最後、そういう効率性、有効性みたいなもの

をきちんと評価するために、事後評価の時期をこの規制の施行後5年以内といった形で、記述のような視点でもって評価をするといった計画を持っているといったことでございます。

これが一つ目の規制の事前評価に関することでございます。

続けて、二つ目、また1ページ目にお戻りいただければと思いますけれども、高経年化した原子炉に関する安全規制の詳細について、いろいろ原子力規制委員会でも御議論がありましたけれども、規則、ガイドの具体的なことをこれから検討していく必要がございます。そのために、別紙2のとおり検討チームを設置したいと考えてございます。

別紙2は11ページ目を御覧いただけますでしょうか。

引き続き杉山委員に引っ張っていただく形で、検討チーム、原子力規制庁のメンバーは御覧のような形で構成しております。当然のことながら、こちらの方、不開示情報は除きますけれども、公開で行いたいと考えてございますし、あと、議論する案件等に応じて必要なメンバーの追加等、そこは柔軟に運営していけたらと考えてございます。

ですので、また1ページ目に戻らせていただきますけれども、そういった必要に応じて、事業者の方からも要望がございましたし、事業者からの意見を聴取するといったことも念頭に、この検討チームは設置して運営していきたいと考えてございます。

ということで、最後に「今後の予定」ですけれども、決定いただきましたら、この事前評価書及び要旨を総務大臣に送付するとともに公表するということと、あと、検討チームについては、なるべく早く立ち上げて、その状況については、必要に応じて原子力規制委員会に報告して、議論をしていただきたいと考えてございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、御質問、コメントはございますでしょうか。いかがでしょう。

○伴委員

まず、この事前評価書なのですが、先ほど説明があったように、基本的には市場原理、あるいは業界のガバナンスに委ねた場合に、問題がある、問題が生じる可能性がある場合にのみ行政が関与すべきであるという一種の価値観といいますか、その下にこういうものを出すのだということで、ちょっと今回のケースにはなじみにくい部分があるのかなと思うのですが、一つお聞きしたいのは、今回、東電法案という形で出てくるものに関して、何かここだけを切り取ってもしようがないのではないかという気がするのですが、そういう場合でも、やはりこれは原子力規制委員会としてこういうものを出さなければいけないということになっているわけですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そちらの方ですけれども、基本的にこの評価は各行政機関が行うといったことになってございまして、今、東電法をやっている機関に聞きましても、各機関で準備しているといったことでございました。そちらの方は、多分、法律の12ページにその規定がございます

けれども、先ほど申しました行政評価法の第9条にありますように、行政機関はといったことで、個々の行政機関がこれを行うといったことが、基礎となっているところでございます。

○伴委員

ありがとうございます。

それから、もう一点は、検討チームの方、そちらの方もいいですか。

○山中委員長

検討チームの件は後にしましょう。

○伴委員

では、それは後にします。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

私はこの原子炉等規制法改正案そのものに反対をいたしましたので、当然、このチームの設置にも反対なのですが、これに関する議論に参加することは差し支えないでしょうか。まず、それを確認させてください。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきますけれども、先ほど説明申しましたように、検討チームは、メンバーは、今、紙を作っていますけれども、いろいろな追加的な参加は柔軟に対応していこうかと考えてございますので、参加は差し支えありません。

○山中委員長

是非、石渡委員、検討チームには参加をしていただいて、技術的な議論は積極的にしていただければと思うのですが。

○石渡委員

いや、すみません、検討チームに参加したいと申し上げたのではなくて、今回のここでの議論は差し支えないでしょうかという意味だったのですが、それは差し支えないですか。

○山中委員長

毎回ということではなくて、スタートアップのとき、あるいは各技術的な議題について、御興味のあるときには参加を是非していただければと思うのですが、いかがでしょう。

○石渡委員

必要がありましたら、特に自然ハザード関係のことがございましたらば、参加をさせていただきますと思います。

○山中委員長

よろしく申し上げます。

○石渡委員

それで、その上でこの別紙1の件なのですけれども「今回の措置は規制緩和ではないため該当しない」ということが真ん中辺に書いてございます。これは炉規法の改正案のことだと思いますが、従来、40年、60年というはっきりした年限が法律に書いてあったものを外して、30年から10年ごとに評価を行うということになるわけですけれども、これが規制緩和ではないということは、どうしてそういうことが言えるのか。これについては、私は少なくとも説明が必要であると思うのですが、いかがでしょうか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

では、金城の方から説明させていただきます。

まず、今回の運転期間ですけれども、こちらの方、その規制については、まずは電事法（電気事業法）の方に移管されるといったことが前提となっているところもございまして、あとは、これまでの我々の、山中委員長が行っていますけれども、国会答弁などからも、この運転期間について、安全規制かといったところは、安全規制ではなく、我々としての点検を行うタイミングとか、そういったような御発言もございまして、今回はこれを規制緩和として捉えるのは妥当ではないのではないかと考えてございます。

○石渡委員

それは、しかし、普通の考え方では、40年、60年とはっきり年限が決まって、これ以上は運転できませんということになっていたものを、今の法文だけを読めば、これは無限に10年ごとにいくらでも延ばせることになるわけですね。それが規制緩和ではないということは、私は常識的には納得できないことだと考えます。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から追加的に御説明をよろしいでしょうか。

先ほど申しましたように、この評価モデルは経済学的な市場を活用したようなモデルといったことで私は説明いたしました。もし今回の件を規制緩和と捉えた場合、運転する発電所は我々の規制基準に合格しなければ運転できないので、そういった意味では、運転する原子炉のリスクといったものはこの措置があっても増えないと考えます。

一方で、今度は便益みたいなものを考えたときにといったことになりますと、そういった意味では、発電するような原子炉が増えるかどうかは分かりませんが、そちらの方を考慮しなければならないと考えまして、それも余り該当しないのではないかとということで、こういう整理にさせていただきます。

○山中委員長

石渡委員、この辺りは、多分、月曜日の議論を再度行う必要があろうかと思いますけれども、運転期間に対する考え方の相違だろうと思います。事務局からの今の説明は、運転期間については、利用政策側が判断することであり、我々原子力規制委員会が意見を述べる事柄ではないという見解が決定されているということを見ると、運転期間というのは安全規制ではないという、そういう理解をする必要があるという、これが恐らく大前提で、石渡委員は違うとお考えだろうと思いますし、そのことについては、恐らく一番の根本の

食い違いになるのかなと思いますけれども、事務局の解釈はそういうことだと思うのですが。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

当然、それを前提にこの評価を行ってございます。

○石渡委員

そういう考え方であるということであれば、やはりこれは該当しないということについての説明が私は必要なのではないかと思います。

以上です。

○金子次長

次長の金子でございます。

そういう意味では、形式的に形だけ見るとという世界があると思いますので、今の御指摘のように。金城が説明したように、あるいは山中委員長から補足で根本的な考え方の部分をしっかりここに書く形で、そういう性格のものであるので、こういう変更がなされているけれども、安全上の規制緩和と捉えていないということをきちんと説明するということは追加をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石渡委員

それは是非やっていただきたいと思います。

○金子次長

すみません。これは決定をしていただく必要がありますので、また修正文を用意させていただいて、後ほどまた時間中に間に合えば、御議論させていただければと思います。

○山中委員長

どうぞ。

○伴委員

その修正なのですけれども、修正が及ぶのがどの範囲になるのかというのをはっきりさせてほしいと思うのですが、そもそも、結局、この規制の区分というのが、新設、改正、廃止とあって、改正の中に拡充と緩和があるわけですね。だから、これが緩和ではなくて拡充に該当するのだという、そういう判断をしている。その説明が必要になるのだと思いますけれども、そうすると、この修正の範囲はどこに及ぶのですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきますけれども、この改正の方で拡充か、緩和かということで、今、御指摘を受けているのは緩和には当たらないという理由だと思いますので、そういった意味で、緩和といったところを記述しているところを中心に書き加えれば、この評価書としては成立するかなと考えます。

○山中委員長

どうぞ。

○金子次長

次長の金子でございます。

直接的には、まず、本文の方は通しの7ページに規制緩和の場合には遵守費用額便益として推計のような形がありまして、正にここの四角の中に「今回の措置は規制緩和ではないため該当しない」とありますので、ここの部分には修正が必要だと思います。その上で、先ほどのまとめ紙の方もそれと同じような記述を載せていくという形で考えられればと思いますが。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

補足しますと、資料の6ページにも同様の記述がございますので、同様の修正を加えたいと思います。

○山中委員長

それでは、早速修正いただいて、後ほど議論をしたいと思います。

検討チームの方はいかがでしょう。御意見等がございますか、伴委員、あるいは杉山委員。

○伴委員

すみません。では、先に。

要は、この検討チームの検討の範囲なのですけれども、これは事務局（原子力規制庁）というよりも原子力規制委員会で決めるべきことなのだろうと思いますが、つまり、50年までのところは、既に行われている高経年化評価も含めて再整理をするということになると思うのですが、60年を超えるところについてどうするのかというのは、これは非常に重要な議論だということはここでももう言ってきたことですから、そこについてもこの検討チームの中で検討するのか、それについては、原子力規制委員会の中で大きな方針を立てた上で検討チームに更に下ろすのか、その辺りは決めておく必要があるのではないかと思います。

○山中委員長

議論するかどうかをまず。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきますと、我々は、当然、議論することになると考えてございます。ですので、原子力規制委員会との関係ということであれば、例えば、我々である程度たたき台みたいなものを作って、原子力規制委員会で御議論いただくといったことを運営としては考えてございます。

○山中委員長

伴委員も、もちろん杉山委員に参加していただくのですけれども、ほかの田中委員も含めて、委員にも是非そのチームには参加をしていただいて、必要に応じて議論をしていただけだと思いますし、まずはスタートアップの会合から参加をしていただいて、必要に応じて議論をしていただければと思いますし、当然、その議論の中身については、原子力規制委員会でディテールを含めて議論をしていきたいと思いますので、是非議論には参加



をしていただいて、進めていただければと思います。

どうぞ。

○田中委員

私も劣化等について関心があり、結構一つの専門的なところでございますから、関係するところは参加したいと思えますし、また、どのような方針でこれを議論するのかとか、どういう議論をしているのか等について、適宜、結果を適時、頻繁に原子力規制委員会の場で議論することも大事なかなと思います。

○山中委員長

どうぞ。

○杉山委員

今回、この検討チームの担当委員をさせていただきまして、非常にこの活動は期待しております。やはりこのチームでやるべきことは非常にいろいろな項目があると思っております。一つには、先日の事業者意見交換会のように、具体的に制度を移行していくときの詳細を詰めるということも一つありまして、そういった比較的短期的、あとは、粒が小さい議論もありますけれども、今お話が出ましたように、古い原子炉に対する考え方というのをそもそもどうするのだということ。

そういう意味では、この検討チームの名称の「劣化管理等」というのがちょっと狭く見えてしまうのが少し気にはなります。「等」という言葉で何でもありということになるのかもしれないのですけれども、名称はさておき、中身については、いろいろなことを考える必要があって、先ほど言いましたように、いろいろなものを議題にすると思いますので、毎回、各委員の方、お願いしますというようにはすべきではないと思いますけれども、内容によっては、是非御出席・御参加いただき、議論において意見を言っていただきたいと思っております。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

今、杉山委員がおっしゃられた「劣化管理等」というこの言葉なのですが、劣化管理というのは、これはもう原子炉が始まったときからずっと事業者が行ってきたことで、何を今さらという感じがするのですよね。管理というのは、これは本来事業者が行うべきことであって、我々が行うべきことは、劣化についての判断とか評価とか、そういうことなのではないのですか。この管理を我々が行わなければいけないのですか。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

金城の方から答えさせていただきますと、これは今回の炉規法の改正に伴うものとしてございまして、実は、言い訳がましくなりますけれども、17ページ目にこの前御議論いただいた法文があると思えますけれども、正に新しく入れた43条の3の32が「劣化管理等」

となっておりまして、これは長期施設管理計画の中身の中心部分となるところなのですが、こういったところから取ってございます。

ただ、名称がもう少し広い方が議論しやすいということであれば、当然、我々は着想はここから得ていますが、別に名称にそこまでこだわるものではないでございます。

以上です。

○石渡委員

この条文に書いてあることは「当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない」と書いてありますよね。だから、劣化を管理するための計画は、当然、これは事業者が定めるわけでしょう。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

そのとおりでございます。

○石渡委員

ですから、私が申し上げたのは、我々の議題として「劣化管理等」というのはおかしいのではないかと申し上げたわけです。

○片山長官

長官の片山です。

名称問題ということだと思いますので、例えば、これまで原子力規制委員会では「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討」という議題でずっとこれまで9回御議論いただいておりますので、それを拝借して「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の詳細に関する検討チーム」にするか、もう「詳細」をつけずにそのままの名称でやるか、どちらかというのが、これまでの議論の継続性という観点からも、いいのかなと思います。

○杉山委員

私もその名前の方が実際の中身をよく表していると思います。「高経年化した発電用原子炉施設の安全規制に関する検討チーム」、そういった、ちょっと広過ぎるかもしれませんが、このフレームの中でいろいろなことを、これは簡単に検討が終わって終了とできるお題ではないと思いますので、そういったちょっと幅広の名称でお願いしたいと思います。

○山中委員長

石渡委員、いかがでしょうか。

○石渡委員

妥当な名前だと考えます。

○山中委員長

そうしましたら、名前は少し修正していただくということで、検討チームの設置については、了承してよろしいでしょうか。

○石渡委員

先ほど申し上げましたように、私は、論理的必然性で、法改正そのものに反対しましたので、これには反対をいたします。

○山中委員長

設置に御反対。1番はもちろん御反対ということでもいいのですけれども、技術的に検討するチームを設置するという、あるいはそれに御参加いただくということについては、御賛同いただけませんか。

○石渡委員

先ほど必要があれば参加すると申しましたので、それは参加はいたします。

○山中委員長

了承はいただけないと。

○石渡委員

はい。残念ながら、論理的な必然性として、法改正に反対しましたので、この今回の御提案には反対をさせていただきます。

○山中委員長

分かりました。

そうしましたら、ほかの委員は御賛成、御了承ということでよろしいでしょうか。

(「田中委員、杉山委員、伴委員が首肯」)

○山中委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、検討チームの設置については、これで了承されたということで、さきの議題については、修正をしていただいて、後ほど議論をするということにさせていただきます。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

了解しました。別紙1の修正作業に入りまして、また御覧いただきたいというのとともに、検討チームの題名が変わりましたので、これを修正したものをまたすぐ用意して配りたいと思います。

○山中委員長

次の議題は「加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の結果の案の取りまとめ」です。

説明は、核燃料施設審査部門の小澤調査官からお願いいたします。

○小澤原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全管理調査官

核燃料施設審査部門の小澤です。それでは、資料3に基づきまして御説明させていただきます。

まず、本申請の概要、審査の概要でございますけれども、ページをめくっていただいて最後の9ページ、10ページに審査の概要として参考資料をつけてございます。そちらの方

でまず初めに御説明させていただきたいと思います。

まず、現状と分割後ということで模式図を描いてございますけれども、現状、三菱原子燃料においては、炉規法に基づく加工事業とそれ以外の加工事業以外のもの、以外のものについては、燃料の設計であったり、それに伴う営業であったりというところから構成されてございます。

本申請はこの図の赤い点線で囲っているところでございますけれども、加工事業に関するところを全てMHI原子燃料に承継するというものが本申請でございます。

申請外ではございますけれども、加工事業以外のものにつきましては、三菱重工の方に吸収合併されて、最終的には三菱原子燃料は消滅する予定となっております。

本申請に関係するところで、下のところに記載してございますけれども、本申請の認可の基準でございますけれども、許可の基準を準用するということが法の方で定められてございまして、4項目、一つ目が技術的能力、二つ目が経理的基礎、三つ目が品質管理の体制、最後の四つ目が許可の欠格条項に該当しないことというところについて確認をしているところでございます。

確認結果につきましては、結果の案の方で御説明させていただきますので、ちょっと戻っていただきまして、まず1ページ目でございますけれども、「趣旨」のところは3項目記載してございますけれども、それらが2.、3.、4.に記載してございます。

まず、審査の結果の案でございますけれども、ページをめくっていただきますと、3ページの別紙1に案をつけてございます。

審査の結果でございますけれども、「3. 審査の内容」のところはそれぞれの基準に対しての適合を確認した結果を記載してございます。

まず一つ目、(1)でございますけれども、技術的能力についてでございます。

こちらにつきましては、現状、三菱原子燃料株式会社において、新規制基準対応で平成29年11月1日に加工事業の許可申請書に対して許可をしてございます。その記載に対して、今回、分割の申請で、組織であったりとか、体制であったり、あと、技術者に対する教育・訓練等の方針であったりというところは変更することなく維持されるというところを確認してございます。

また、現在、三菱原子燃料の方で加工の事業を実際に行っております全技術者、あと、全有資格者につきましては、MHI原子燃料の方に受け入れられるということでございますので、引き続きその業務を実施するということから、技術的能力についてはあるものと判断してございます。

ページをめくっていただきまして、(2)、こちらは経理的基礎でございます。

こちらにつきましては、まず、承継者であるMHI原子燃料でございますけれども、三菱重工の完全な子会社となります。事業年度ごとの予定加工規模であったりとか、加工に要する核燃料物質の取得計画について、それらから資金調達が可能であるとしていること。これらの加工の規模であったりとか、核燃料物質の取得計画というところですが、既

許可から大きな変更はございませんので、それらから承継者であるMHI原子燃料が経理的基礎があると判断してございます。

三つ目、品質管理の体制に関してでございますけれども、こちら（1）と同様でございます。組織・体制等については変更ないとさせていただきますので、引き続き、その承継者についても、本体制について、原子力規制委員会で定める基準に適合しているものと判断してございます。

四つ目、最後でございますけれども、事業許可の欠格条項に該当しないというところでございますけれども、こちら現状の三菱原子燃料から組織・体制は全てを維持するということと、技術者等の人に関しても全て受け入れられるということで、承継者のMHI原子燃料においても欠格条項には該当しないと判断してございます。

これらの4項目についての適合の確認を取りまとめたというところで、ページを戻っていただきまして1ページ目でございますけれども、2.、この審査結果の案について取りまとめることを本日議論いただいて、取りまとめることを了承された場合は、3. でございますけれども、経済産業大臣への意見聴取ということで、5ページの別紙2につけてございますけれども、のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定していただきたいということ。

そして、4. 目ですけれども、科学的・技術的意見の募集についてでございますが、本件については、科学的・技術的論点がないということで、審査結果に対する意見募集は行わないということについて、了承いただきたいということでございます。

最後に「今後の予定」ですけれども、これらについて、本日、議論していただいて、決定、了承いただいた場合は経済産業大臣への意見聴取を行うこととなりますので、その結果を踏まえて、再度、本申請に対する認可処分の可否について判断いただければと考えているところでございます。

私の方からの説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、御意見はございますか。

どうぞ。

○田中委員

審査会合に私も出席させていただきました。今、事務局から説明があったとおりでございます。技術的能力、経理的基礎、品質管理の体制については、これまでと変わらず、問題ないということ等は確認されたところでございますので、これで結構かなと思います。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

これは組織の変更と、事業の中身を一部移管するという、そういう変更にとどまっているわけですね。

○小澤原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全管理調査官

そうですね。事業許可の位置、構造、設備というのは、当然、変更ないということが前提になります。その上で、組織、体制にも当然変更がないというところを確認したというところがございますけれども、技術者等についても、許可で確認したところから全てにおいて変更がありませんでしたというところを確認した結果になってございます。

○山中委員長

そのほか、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○杉山委員

この審査結果自体は妥当だと思います。

中身についてちょっと教えていただきたいのですけれども、加工事業以外といったときに、例えば、燃料の設計みたいなもの、これは三菱重工本体の方に移るといったことなのでしょうか。

○小澤原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全管理調査官

そのように聞いてございます。全て三菱重工の方に吸収合併されると聞いてございます。

○杉山委員

なぜそれを教えていただいたかというのと、既に事業者との間で事故耐性燃料のような議論をしていて、そうしたときに、その議論の相手が誰になるのかなというのをちょっと気にしたために、今、質問させていただきました。ありがとうございます。

○山中委員長

どうぞ。

○石渡委員

今回の別紙1というのは、2ページのものなのですが、普通は審査をしたときはその審査書と申しますか、そういうものがつくのですけれども、今回のこれはそういうものはないということですね。

○小澤原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全管理調査官

核燃料施設審査部門の小澤でございます。

審査書と命題を打って記載してございませんけれども、別紙1が審査結果の案ということで、審査書に相当するものでございます。

○石渡委員

これが審査書だということですね。

○小澤原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門安全管理調査官

はい。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、別紙1のとおり審査の結果の案を決定することとし、別紙2のとおり経済産業大臣への意見聴取を行うことについて、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

その上で、別紙1の審査書案について科学的・技術的意見の公募を行わないことについて、了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、そのとおりといたします。

議題3を終了いたします。

次の議題は「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの制定案及び意見公募の実施」です。

説明は、放射線防護企画課の新田課長からお願いいたします。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課の新田です。資料4に基づいて御説明させていただきます。

資料の「経緯」にございますように、甲状腺被ばく線量モニタリングにつきまして、令和4年4月の原子力災害対策指針に基本的な考え方が示されたところでございますので、マニュアル案として、その実施主体となる立地道府県等の職員を対象として、実施の参考となる事項をまとめたというものでございます。検討過程におきましては、立地道府県等へも意見照会を行っております。

その次ですけれども、マニュアル案につきましては、原子力規制庁と内閣府（原子力防災担当）の連名で制定しております。原子力規制庁が担当いたします解説編と、内閣府（原子力防災担当）が担当する実務編から構成しているというものでございます。

マニュアル案そのものは、資料の通しページの3ページ以降という形になります。

5ページの目次でございますように、「はじめに」、そして「基本的な考え方(解説編)」、そして「簡易測定の実務」と「詳細測定の実務」という実務編が二つという、そういう構成にしております。

資料7ページの「はじめに」はこの経緯等を示しておりますけれども、（経緯）の一番最後のパラグラフにありますように、このモニタリング実施マニュアルというものは、道府県の方で実施体制を構築して、緊急時に迅速かつ適切な対応ができることを目的として作成したものであるということをお示しております。

また、その下の（本マニュアルの構成）の二つ目のパラグラフにありますように、運用実態を適切に反映していくことが求められることから、本マニュアルにつきましては、適宜見直していくということを示しております。

資料9ページ以降が解説編になります。10ページ以降にその内容を書いておりますけれども、原子力災害対策指針の関連規定をお示しいたしまして、その解説といったものを示しているという形でございます。解説につきましては、甲状腺モニタリングの検討チーム等の報告書を踏まえて記載しているところでございます。

10ページの「目的」のところでございますが、これは指針の規定を踏まえて解説を書いておりますけれども、下から三つ目のパラグラフで、甲状腺の被ばく線量の推定の目的、このモニタリングは甲状腺の被ばく線量を推定するために実施するとしているわけですが、その推定の目的といったものも、こちらの方では道府県の担当者の参考として考え方を示しているというものでございます。

一番下のパラグラフは、それを踏まえまして、具体的にどのようにやっていくかということにつきましては、関係府省庁が連携して検討するといったことも示しております。

それ以降、10ページ以降、実施主体、対象者、実施場所等、ここら辺は原子力災害対策指針の議論の際にもいろいろ整理した考え方を示しているという構成になっております。

飛びまして、資料の18ページ以降が実務編になります。実務編のその1は「簡易測定の実務」ということで、こちらは道府県が実施主体となるというパートになるのですが、資料の19ページにありますように「簡易測定の実施計画」ということで、道府県の方で実施計画を策定してほしいと。その内容について、項目等を示しているという形になっております。

21ページ以降は具体的などころを示しておりますして、要員の役割ですとか、測定場所の構成とか、24ページは「要員の選任」とありますけれども、要員につきましては、地方公共団体、原子力災害医療協力機関、原子力事業者の職員等で、モニタリングに関する研修を受講して必要な知識を持っている者から選任するというような形で示している形になっております。

更に、測定の内容等を示しておりますして、30ページ一番下に「簡易測定の要員の派遣体制、派遣調整」ということがありまして、やはり関連する要員の確保といったことが重要な課題と考えておりますので、そこにつきましては、立地道府県内での要員の不足といったことがあり得るということで、ほかの立地道府県との協力といったこともここでは考え方を示しているという形にしております。

32ページ以降は詳細測定ということで、詳細測定は甲状腺モニタがあります原子力災害拠点病院等で実施するという形になりますので、そこでの測定ができるように、立地道府県の方では、測定対象者の方の御案内とか、その対応等といったことなどを中心に道府県の役割を示しているという形になっております。

資料1ページ目にお戻りいただきまして「4. 意見公募の実施」ですけれども、マニュアルにつきましては御了承いただけましたら、任意の意見公募を実施したいと考えております。

資料の2ページ目です。「今後の予定」です。制定について、今後、御了承されました



ら、制定後速やかに実施ということで、ホームページへの掲載等を進めていきたいと思っております。

また、本マニュアル案は測定の記事を示したところでございますけれども、今後も検討課題があると認識しております。（参考）のところで示しておりますけれども、測定結果に基づく被ばく線量の推定方法や住民等への説明の在り方等々、そして、2.の方では実務の一層の具体化、3.は測定要員の確保のための広域的な協力体制の構築、4.は研修の強化・拡充と、こういった検討課題等もございますので、これらにつきましても今後検討を進めていきまして、必要に応じてマニュアルの改訂といったことを取り組んでいくと考えているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

○田中委員

1ページの「2.経緯」にありますように、検討過程においては立地道府県等への意見照会等を行ったということを理解いたしました。

内容をさらっと見たのですけれども、簡易測定のところについては結構詳しく書いているのですけれども、詳細測定といいますか、甲状腺モニタによるところについては、余り詳しく書いていないのは何か意味があるのでしょうか。詳細測定についての書きぶりがちょっと簡易測定とは違うのが気になったのですが。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課の新田です。

詳細測定につきましては、測定そのものは甲状腺モニタがあります原子力災害拠点病院等の病院の方で対応いたしますので、それ自体は原子力災害医療体制の中での拠点病院の役割という形で、拠点病院に対していろいろ研修とか実施体制等をお示ししているという形になります。

これはその準備を行うとか、測定対象者への対応を行う道府県向けのマニュアルとしておりますので、測定者をどのように選んで、どのように御案内して、測定結果をどうするかという道府県の役割に絞って記載しておりますので、簡易測定の部分に比べますと、ちょっと分量的には少なくなっているという形になります。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

よろしいですか。

○田中委員

はい。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

伴委員。

○伴委員

今の点も含めてですけれども、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの検討チームというのがありましたけれども、その報告書の内容をほぼマニュアルという形で、主に実務的観点からここにまとめたものという形になってはいますが、そもそものきっかけが、放射線安全規制研究戦略的推進事業の中でJAEAとQST（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）にそれぞれ新しい甲状腺モニタを開発してもらおうというプロジェクトがありました。それが、プロトタイプは完成したので、ああいう検討チームを立ち上げたのですけれども、残念ながらまだ製品化には至っていない。

だから、この状況において詳細測定と言っているのは、あくまで病院に存在する医療用の甲状腺モニタ、それでやりましょうということで、ちょっと暫定的な位置付けになります。今後、新しいモニタが製品化された段階で、かなり抜本的に内容が変わってくることになると思います。

○山中委員長

ありがとうございます。私も今、研究開発中の甲状腺モニタ、非常に軽量なものから重厚なものまでいろいろあるのですけれども、拝見いたしました。それが完成するまでに、やはりこういうサーベイメータを用いたモニタというのが現実的だという、そういう伴委員の御意見ですよね。

○伴委員

それが完成した段階でも、スクリーニング目的ではサーベイメータのモニタリングを行うことになるとは思いますけれども、ただ、いずれにしても、詳細測定のところが、今、使いたい機器がまだできていないという、そういう状況であるということです。

○山中委員長

何か付け加えていただくことはありますか。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁の山本でございますが、御指摘のとおりでございます。今、JAEA、それから、QST、それぞれプロトタイプの開発の後、パートナーとなるメーカーを何とか見つけて、商品化に向けて今努力しているところでございます。まだちょっと時期がいつ頃というのは申し上げることはできません。

今の伴委員の御指摘のように、そういうものが実際に開発されて、それがきちんと使えるものであるということが確認できましたら、原子力災害対策指針を含めて、この制度の見直しを検討する必要があると思っております。

それについては、通しページの7ページの「はじめに」のところにも、製品化され普及が見込まれる段階において、の可搬型の甲状腺モニタを用いた実施体制について、改めて検討するとしているところでございますので、そういう商品化ができた段階で改めてまた

検討を進めていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○山中委員長

そのほか、御意見、コメントはございますか。よろしいですか。

どうぞ。

○田中委員

今、開発中であるということは分かったのですが、1個気になるのは、36ページの下の方に「測定に際しての留意事項」というのがあって「甲状腺モニタの検出器が大きいなど乳幼児・小児の測定が困難である場合」というのは、これは何か子供さんなどにすぐストレスを与えるというか、そこで測定されるのは嫌だとか、何かそのようなことも想定されるから、このような書きぶりになっているのか、考えるのか、あるいはそういう子供などでも測定しやすいものを今開発中なのか、その辺はどうなのですか。

○山本長官官房放射線防護グループ放射線防護技術調整官

原子力規制庁の山本でございます。

やはり小さいお子さん、特に乳幼児について、測定器を喉に当てるということに対する抵抗感があったり、あるいはそもそも赤ちゃんですと、角度の関係でどうしても測定器をうまく接触できないということがございます。したがって、そういう場合は十分考慮するというのがまず大前提になりますし、物理的にも難しい場合は、親御さんなど保護者の方を代わりに測定するという形になります。

それで、今、御指摘がありましたQSTで研究開発しておりますのは、正にそういう小さなお子さんに対しても、抵抗なく首の周りにフィットするようなプローブの開発を今進めているところでございます。それができましたら、小さなお子さんに対しても直接測定が円滑にできるのではないかと期待しているところでございます。

○山中委員長

どうぞ。

○伴委員

あと、もう一つ付け加えておきますと、もちろんお子さん御本人を測るのが基本なのですが、ある程度時間がたってしまうと測定するというようなときに、子供の方が代謝が速いので、その時点で残留がほとんどないということがあり得ます。その場合、行動を保護者がともにしているという前提に立てば、大人の方がまだ残っている可能性があるので、そういう観点からもこういうことを考えるべきだろうということなのです。

○山中委員長

そのほか、御質問、コメントはございますか。よろしいですか。

それでは、別紙のとおり甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

その上で、意見公募の実施を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、そのとおりに承りたいと思います。よろしく申し上げます、作業の方。

以上で議題4を終了いたします。

最後の議題は「令和4年度第3四半期の原子力規制検査等の結果」です。

説明は、核燃料施設等監視部門の大向管理官からお願いいたします。よろしく申し上げます。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)

核燃料施設等監視部門の管理官の大向でございます。資料5に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回は「令和4年度第3四半期の原子力規制検査等の結果」ということで、これを報告するということが「趣旨」に書かれております。

2.の(1)検査の実施状況ですが、まず、規制事務所が中心に実施する日常検査は、計画に従いまして実施してございます。

次に、本庁(原子力規制庁)が中心に実施するチーム検査、これは42件実施しております。

そのほか、事業所外の運搬等の法定確認に係る原子力規制検査、これを2件実施してございます。

これら詳細は別紙1、4ページ、5ページに示しております。

続きまして「(2)検査指摘事項」ということで、今期は3件の指摘事項が確認されておりまして、これも詳細は別紙2、6ページ以降にございます。

では、下表に従いましてその3件を御説明したいと思います。

まず、1件目、大飯発電所3・4号機の海水管トンネル内スプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置ということで、検査指摘事項の重要度/深刻度は緑、SLIVと評価してございます。

これは昨年9月12日に、火災防護のチーム検査におきまして、海水管トンネル内に設置されております煙感知器2個、これが不適切な箇所に設置されているということを検査官が確認してございます。

事業者を確認しましたところ、ほかの発電所の指摘事項で同じようなものがありましたので、未然防止処置ということで、いわゆる水平展開、これで大飯3・4号機の火災区域と火災区画の煙感知器を調査しましたところ、47個が不適切ということで、9月5日までには移設を完了したと記録されていたのですけれども、12日に検査官が指摘をして、これを改めて調査しましたところ、調査範囲から海水管トンネルが漏れていたということで、全部で15個ある煙感知器のうち、2個が不適切な箇所に設置されていたという案件でござ

います。

2 ページに参りまして、2 件目です。高浜発電所 4 号機、異物混入防止不備による加圧器逃がし弁の出口温度上昇ということで、こちらは昨年10月21日、第24回の定検（定期事業者検査）中に B ー加圧器逃がし弁のシートリークというものがありまして、逃がし弁出口温度高という警報が発信されました。この調査のために当該弁の元弁を閉止しましたので、保安規定の運転上の制限を満足していないという判断になりました。

事業者の原因調査の結果、加圧器逃がし弁の分解点検をした際、社内マニュアルには組立て作業時の異物混入防止のための具体的な記載がないということで、分解して弁を組み立てる直前に部品の拭き取り作業がされなかったということで微小な異物が弁内部に混入しまして、弁シート部にかみ込み、シートリークが発生したという件でございます。

3 番目は核燃料施設です。日本原子力研究開発機構の大洗研究所、このホットラボにおけるローカルサンプリングシステムの不適切な運用というものです。これは追加対応なし、それから、SLIV という評価になってございます。

6 月 6 日、ちょっと調査に時間が掛かっておりましたので、6 月 6 日なのですけれども、このホットラボを原子力検査官がウォークダウンで確認をしていましたところ、ローカルサンプリングシステムの空気中の放射性物質の捕集部分、これはいろいろなサンプリング端があるのですけれども、そこで空気を吸って、ろ紙に吸着させた放射性物質を測ることによって空気中濃度を測るというのですが、これが全23か所中8か所を停止させているということを確認いたしましたして、事業者を確認しましたところ、少なくとも記録がある昭和58年3月から、長期にわたりましてこういう停止させるという運用をしておりまして、その検討もないということでもございました。これは保安規定に定める要求を満足していなかったという案件になります。

それが指摘事項ですが、続きまして「(3) 深刻度評価のみ行った案件」としましては、既に御報告しております敦賀発電所 2 号機の柱状図データ書換えの件ということになります。

「(4) 検査継続案件」といたしましては三つございまして、まずは美浜発電所 3 号機、重大事故発生時の訓練があるのですけれども、その成立性が不適切であったというもので、現在調査中。

それから、大飯発電所 3・4 号機、工事計画に従った評価・施工の不備によりまして、火災防護対策が不十分というものでございます。

3 番目が島根原子力発電所、品質管理基準規則の誤解釈等によりまして、社内規程の改正にちょっと異論があるということでもございます。

続きまして、3 ページ、(5) の検査結果の報告書案に対しましての事業者からの意見聴取については、特段の意見はございませんでした。

それから、3. は東京電力福島第一原子力発電所におけます実施計画検査の実施結果というもので、まず(1) は「検査の実施状況」、①としまして「保安検査」、この保安検

査は、そこに廃炉プロジェクトマネジメント等をはじめとした6項目、これの検査を実施してございます。

②としましては「施設定期検査」、第3四半期においては、サブドレンほか水処理施設等の3件の性能検査を行ってございます。

「(2)検査指摘事項」は、なしという結果でございます。

以上で資料5の説明は終わらせていただきます。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○田中委員

「検査指摘事項」の三つ目のJAEAの大洗のホットラボの件なのですけれども、これを見ると「少なくとも昭和58年3月から長期にわたり」と書いているのですけれども、ものすごく古い間、分からなかった。これは結構あそこにもいろいろな古い施設がたくさんあると思うのですけれども、ほかのものについて、このような対応していないところがあるかどうかというのを彼らは水平展開的にしっかりとしているのでしょうか。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核燃料施設等部門の大向でございます。

こちらはCR情報で上がっている案件でございますので、少なくとも大洗研究所の中ではやっているとします。あと、検査官もこういうところを把握してございますので、ほかのところも注意して見ているのではないかと考えております。

○田中委員

JAEAとしてもしっかりとやっていただきたいと思うし、検査官もしっかり見ていかなければいけないと思います。特に古いものがありますから、向こうもいろいろなものを廃止しているものも、廃止措置中もあるし、古いものがあつたりしますから、しっかりと見ていただきたいと思います。

○杉山委員

同じく今の大洗の案件について質問ですけれども、昭和58年当時の保安規定と比較しても、守られていなかったと、そういうことなのでしょう。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核燃料施設等部門の大向でございます。

それはそのように聞いております。もうずっとやっていたということで、事業者サイドも余りこれが特異な事象ということが頭に浮かぶこともなかったような状況だったと聞いております。

○杉山委員

あともう一つ、今、現行の保安規定というのは、今のこのホットラボがアクティブな施設という、そういう位置付けの保安規定になっているのですか。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

JMTR（材料試験炉）に附属しているホットラボでございまして、使用はしていないのですけれども、廃止措置中になっているかどうかは、すみません、今、把握していないので、あれでしたら後でお答えしたいと思います。

○杉山委員

今おっしゃったとおり、JMTRの附属のホットラボで、基本的にはもう使わない施設だと思っておりますので、廃止措置を進めれば、だから、例えば、今からこのサンプリングに関して何か設備を追加するとか、それはある意味、そういう方向に進むべきではない話だと思っていて、それならば、廃止措置の方を進めるべき話かなと思いました。

○田中委員

これはまた確認してほしいのだけれども、JPDRのいろいろな附属しているものもありますし、これから廃止措置をしていくときに、これをまた使おうとしているのかどうかについても、ちょっとそこを確認したいので、よろしくお願いします。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核燃料施設等監視部門の大向でございます。

JPDRではなくJMTRですね。その辺も確認してございませぬので、別途確認して御回答したいと思います。

○山中委員長

そのほかはございますか。

どうぞ。

○伴委員

指摘事項の2番目なのですけれども、これの原因として、要は、弁組立て直前の拭き取り作業に関する具体的な記述がマニュアルになかったというのですけれども、拭き取るということはいわば常識的な話であって、それがマニュアルに記載がなかったので、再発防止策としてマニュアルに記載しますというのは、事業者的には安易なというか、分らないのですけれども、8ページから9ページのところの詳細なこれを読むと、結局、今回、分解点検した後に部品を移動しているわけですよ。運搬しているわけですよ。運搬前に拭き取ったけれども、ちょっと運搬したために、その間についてしまったかもしれないということがむしろ直接的な原因であって、マニュアルに書いてあったかどうかということではないのではないですか。

○村田原子力規制部検査グループ実用炉監視部門統括監視指導官

実用炉監視部門、村田でございます。

伴委員の御指摘のとおり、事象の流れとしてはそういう形になってございます。ただ、やはり実際に弁体に組み込む直前に拭き取って入れ込むというところは、おっしゃるとおり、常識の範囲のところであると思っておりますけれども、今回、移動させてしまったというところがあって、その後、弁体を組み込む前に、やはりそこはもう一度拭き取るべきという

ところができていなかったという、そこは事実でございますので、その部分で付着していれば取れた可能性はあるというところでございますので、その部分についての手当てをす  
るというところに、今後の再発防止策というところで手当てをしたというところござい  
ますので、我々もその部分については、しっかり、手順書に書いている、書いていないと  
いうところはあるかもしれませんが、やはりこういう事象があったことを踏まえて、  
そういうことを手順書の中に落とし込んでいくということも必要であろうという判断をし  
てございます。

○伴委員

了解しました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

一つ目の気付きの話なのですが、火災防護に関係する気付き事項の発生件数の実情とい  
うのですか、増えてきているのか、あるいは減りつつあるのか、どうなのかなというのが  
ちょっと気になるのですが。

○関原子力規制部専門検査部門企画調査官

専門検査部門の関でございます。

火災の検査につきましては、3年ごとの検査で動いているプラントを中心にやってござ  
います。それで、前回の検査でも美浜3号機は、昨年7月に御報告いたしましたけれども、  
その中で影響緩和策に関する指摘をしてございます。火災防護対策については、発電所  
の中でも面が大きくございますので、やはり大なり小なりのところの指摘というのは、件  
数としては、検査をするたびにぼつぼつ出てきているような現状と認識しております。

○山中委員長

やはり徹底されるのもまだこれからという、そういう感覚ですか。ちょこちょこ本当に  
出てきているなという、そんな感覚を持っていたのですけれども、そんな感じですか。

○関原子力規制部専門検査部門企画調査官

原子力規制庁の関です。

現場を私自身が見て回っている感覚でいいますと、大枠のところはしっかりやられてい  
ると思いますけれども、その中で、面が大きいのがゆえに、今回もそうですけれども、一  
部のところが外れていたでありますとか、あるいは大枠はやるとなっていますけれども、  
詳細に火災感知器をつけるときに、消防法の施行規則については、かなり仕様のところで  
数字が決まっていますので、そのところの徹底ができていない。そういったようなもの  
が多く見受けられると考えております。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということで終了したいと思います。

以上で議題5を終了いたします。



それでは、議題2の準備はできていますでしょうか。

それでは、金城課長、説明をお願いいたします。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

それでは、議題2で修正のあったところを改めて加えました資料2で配らせていただきます。

修正したところは見え消しでやっていますけれども、まず、表題にありますように、検討チームの名前が変わりましたので「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」ということになってございます。

同様の修正を1.と4.のところに施して、あとは、別紙2のタイトルも変わりましたので、施してございます。

めくっていただきまして、別紙1、2ページ目、こちらの方の「規制緩和」といったところですが、見解の文書から持ってきてまして、原子力規制委員会も、これは決定ですので、運転期間を40年とする定めについて評価を行うタイミングを特定するという意味を持つものであり、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとの見解を明らかにしている。

このような原子力規制委員会の立場からすれば、運転期間の定めが原子炉等規制法から削除され他法に規定されること、原子炉等規制法において、運転開始後30年以降、10年ごとに劣化評価等を行う仕組みを規定することは規制緩和ではなく、運転開始後、特に60年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設ということになりますので、規制の拡充となります。そういう説明を丁寧に加えてみました。

あとは、この際に、いろいろ誤字・脱字などがありましたので、修正したというところでございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、委員の方、修正案はこれでよろしいでしょうか。あるいはチーム名の変更がございましたけれども、これでよろしいでしょうか。確認いただければと思います。

修正案、チーム名の変更はこれでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○杉山委員

まず先に、チーム名の変更については、これは先ほど出たとおりの案にさせていただきましたので、私はこれでお願いしたいと思います。

この修正案ですけれども、この修正自体は、これまでの説明を書いていたので、いいと思うのですけれども、そもそもこの事前評価書の中で規制緩和と言っているものが何を示すために書かれているかということ、規制される被規制者の手続等に係る費用負担が減るのかどうかという、そういうことであって、我々はもっと大きな視点での規制緩和

かどうかという議論をしたのかと思いましたがけれども、どちらかというと、この評価書ではもっと小さな視点で問われていて、具体的には、今まで特別点検費用は、確かに事業者から見たら、発生していても、30年以降の10年ごとの劣化評価、あれは費用負担がなかったのではないのですか。

すみません。少なくとも今回の改正後は10年ごとに費用負担が発生するわけで、そういう観点だけでいえば、規制緩和ではないという説明はもとより妥当だと私は思います。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

よろしいでしょうか。

今の御指摘のとおり、事業者側の対応といったものはこれから増えてくることになると思いますので、ただ、一方で、それがどれぐらいの費用になるのか。当然、通常やっている点検・保守というのがございますので、そういった仕分けは難しいので、特に余り大きくは記述していないといったことでございます。

○山中委員長

どうぞ。

○金子次長

次長の金子でございます。

今の手続コストみたいな点は、行政費用のところ、例えば、資料の5ページにはきちんと書いてございます。そういう意味では、規制の手続としての経費であるとか、それに対応するための費用というものは念頭に置いて、行政コストとしてカウントしてございます。ただ、それを含めて、全体が規制緩和なのかどうかという考え方をしっかり示すという先ほどの御意見がありましたので、ということで書かせていただいたような整理になっております。

○杉山委員

そういう意味で、このような説明を加えていただくこと自体はこれでいいかと思うのですけれども、そもそもこの評価書というのはその点の説明を求めているかという点はどのようなのですか。

○片山長官

よろしいですか。長官の片山です。

これは規制制度を創設、あるいは改変する際のものでございますので、これが全体として緩和になるのか、規制の強化になるのかといった分析という観点からいくと、それは幅広く考えるべきもので、直接的に手数料が増えるとか、申請回数が増えるとかというだけの議論ではないと思います。安全規制を所掌している我々からこれを書くのはなかなか難しいところはあるのですけれども、先ほどの原子力規制委員会の御議論を踏まえて書くとしたら、これが妥当な説明ではないかと考えています。

○杉山委員

分かりました。そういう、もとより狭い議論に限定して書くべきではないということでは

承知しました。

○山中委員長

あと、よろしいですか、杉山委員。

(委員首肯)

○山中委員長

修正案、あるいはチーム名の変更はよろしいですか。

月曜日（令和5年2月13日第72回原子力規制委員会）、法案の案について議論していただいて、決定した際の議論の結果との整合性を考えれば、4対1ということになるかと思えますけれども、石渡委員、それでよろしいですか、御反対ということで。

○石渡委員

はい。そのとおりで結構です。

○山中委員長

ほかの委員は御賛成ということでよろしいですか。

(田中委員、杉山委員、伴委員が「異議なし」と声あり)

○山中委員長

それでは、別紙1のとおり、政策評価法に基づく事前評価を決定させていただきます。別紙2のとおり、チームの設置を了承させていただきます。

それでは、議題2は改めて終了したいと思います。

議題終了となりましたけれども、本日のトピックスに記載されている法令報告事象、RIの所在不明について、事故室（事故対処室）より説明をお願いいたします。

○大向原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

すみません。その前に、先ほどの御質問、JMTRのホットラボの廃止措置の件ですけれども、ホットラボ自体は廃止措置に入っておりません。それから、JMTRの方は、炉の方は廃止措置ですけれども、それをホットラボで使うかということについては、今のところ、使う予定はないということでした。

以上です。

○山中委員長

では、説明の方をお願いします。

○佐々木長官官房総務課事故対処室室長補佐

事故対処室の佐々木です。

本日、原子力施設のトピックスに掲載されております法令報告事象ですけれども、これは先週2月7日、日本曹達株式会社の放射性同位元素が所在不明になったということで、同日、同社の小田原研究所で、放射線管理区域において貯蔵している放射性同位体化合物があるのですけれども、これは毎年、法令に従いまして帳簿に基づいて在庫管理をしているといったところで、今回、その日に在庫管理をしていたところ、この化合物の所在不明が判明したといったところで事業者から通告を受けまして、法令報告事象となっている状

況でございます。

その後の状況ですけれども、まだ口頭で説明を受けている段階ですけれども、実際、化合物は、三つ化合物があるそうなのですけれども、一つの化合物はその後の調査で発見されたということがありまして、これは非密封のもので、残り二つの化合物については、既に使用されて廃棄されているといったことが分かっているという状況が口頭ベースで入ってきているので、経過報告をさせていただきました。

今後の流れといたしましては、明日、ちょうど経過報告がなされるということになっておりますので、恐らくその点も含めて記載されてくるのかなと思いますけれども、その点を含めて今後も同様に法令報告事象として確認していくということにしております。

説明は、簡単ですが、以上になります。

○山中委員長

質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○伴委員

すみません。細かいことですが、3種類の化合物があったということで、全て非密封のカーボン14ということでしょうか。

○佐々木長官官房総務課事故対処室室長補佐

事故室の佐々木です。

はい。全て非密封でカーボン14が含まれているということでございます。

○伴委員

その個々の化合物はそれぞれ1本のバイアル、だから、3本のバイアルに保存されていたということでしょうか。

○佐々木長官官房総務課事故対処室室長補佐

そうですね。保管状況としては、それぞれ液体として保管されて、それぞれの瓶として保存されていたと聞いております。

○伴委員

だから、3本の所在が不明であったけれども、1本は見つかったということ。

○佐々木長官官房総務課事故対処室室長補佐

そうです。

○伴委員

1本見つかったので、ここに261.95MBqと書いてありますけれども、見つかった分はここから差し引いていいということになりますか。

○佐々木長官官房総務課事故対処室室長補佐

所在不明であった1本が見つかって、残りのものはもう既に使用されて、廃棄されているということが分かりましたといったところでございます。

○伴委員

だから、現在の不明量というのは、まだそこまで細かくは出していないというところですか。

○佐々木長官官房総務課事故対処室室長補佐

はい。

○伴委員

分かりました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかはございますか。よろしいですか。

それでは、そのほかになれば、本日の会議はこれで終了したいと思います。何かございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございます。本日の原子力規制委員会はこれで終了いたします。